

## 令和3年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年1月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年1月25日(火) 午後2時

出席委員 9名

2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄 5番 中野 浩光

6番 加藤 勲 8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正 11番 後藤 章正

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 5名

1番 伊藤 正敏 7番 日下部 錠一 10番 後藤 章 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

【議案第16号】 農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件

【議案第17号】 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

#### (2) 報告案件について

【報告第21号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第22号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 4件

【報告第22号】 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 1件

### 2 その他

中 野 委 員 皆さん、こんにちは。

本日は、水野会長が欠席のため職務代理である私が進行を務めさせていただきます。

また、現在愛知県においてまん延防止等重点措置が発令されておりますので、本日の委員会は少人数で行うこととします。

それでは只今より令和3年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。

本日は、出席者は9名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、欠席となります。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

本日は8番 岩田委員と9番 鈴木委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第16号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第17号】

・農地法第52条の規定に基づく農委の賃借料情報の提供

(2) 報告案件について

【報告第23号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第24号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 4件

【報告第25号】

・農地法第18条第6項の規定による通知 …………… 1件

(3) その他

それでは、【議案第16号】農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページ、番号 R2-9 をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記田、現況畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農地の管理が困難になった\_\_\_\_\_さんと自作地の一部を売買するが今後も営農を継続するため代替地として申請地を買い受ける\_\_\_\_\_さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台ずつ所有しており、従事日数は 200 日、経営面積は田と畑をあわせて 2,800 ㎡、申請地への通作距離は平均 1.5km、通作時間は車で平均 5 分です。

農地を買い受けるにあたり譲受人は現在 75 歳ではありますが、子どもが後継者であり、申請農地について耕作放棄地となる可能性は低いいため年齢的な支障はないと考えられます。その他申請書の内容から不許可の要件である 7 項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になります。

後藤委員 問題ありません。

中野委員 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【議案 17 号】について事務局に説明を求めます。

事務局 この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際を目安となるよう、農地法第 52 条の規定に基づき令和 3 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

令和 3 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法に

より賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結していただくものです。

以上で説明を終わります。

中 野 委 員 事務局の説明が終わりました。

この案件について、質問はありますか。

(質問等なければ)

続きまして【報告第23号】から【報告第25号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 R3-24、\_\_\_\_\_番 で登記現況共に畑、\_\_\_\_\_番 で登記現況共に田、\_\_\_\_\_番 で登記現況共に畑です。

こちら丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 R3-86、\_\_\_\_\_番 で登記雑種地・現況畑、\_\_\_\_\_番 で登記田・現況畑、\_\_\_\_\_番 で登記現況共に畑です。

こちら、後藤委員お願いします。

後 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-94、\_\_\_\_\_番 で共に登記現況共に畑です。

こちら、加藤委員お願いします。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-95、\_\_\_\_\_番 で登記田、現況雑種地です。  
こちら岩田委員お願いします。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-96、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記現況共に田です。  
こちら山田委員お願いします。

山 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上です。

事 務 局 続きまして、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について説明  
いたします。

農地法第 3 条許可により権利設定のあった、\_\_\_\_\_番について、  
賃貸人及び賃借人での合意解約がなされたため農地法の規定に基づき  
通知をするものとなります。

以上で報告を終わります。

中 野 委 員 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 4 年 2 月 2 5 日、金曜日、午後 2 時から、清須市役所南館 3 階  
第 3 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 3 年度第 1 0 回農業委員会を閉会します。

今

—終了時刻午後 2 時 2 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、  
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。